

## 官民競争入札及び民間競争入札の実施要項に関する指針 改正案

番号	該当項目	該当箇所	改正理由(指摘事項等)	現行	改正案
1	2. 対象公共サービスの詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき対象公共サービスの質に関する事項(法第9条第2項第1号、第14条第2項第1号) P.1	(1) 対象公共サービスの詳細な内容 P.2	市場の規模や事業の特殊性・専門性を踏まえて包括委託若しくは分割を検討することとされているが、包括化したことにより一者応札となってしまう事業が少なからずあり、あらかじめ複数者が受託可能かを検討することで、競争性を確保したいため。	⑦ 市場の規模や事業の特殊性・専門性を踏まえて包括委託あるいは事業の分割を検討すること。	⑦ 市場の規模や事業の特殊性・専門性を踏まえて包括委託あるいは事業の分割を検討すること。 <b>包括化等を検討する際は、包括あるいは分割後の当該事業について受託可能な事業者が複数見込めるものとする。</b>
2	5. 入札に参加する者の募集に関する事項(法第9条第2項第4号、第14条第2項第4号) P.5	(1) 入札手続(スケジュール) P.5-6	入札参加希望者への配慮を追記。	⑤ 事業の目標を明確に伝え、 <b>官民間の</b> 官民間でのコストやリスク分担の認識の相違を防ぐ観点から、公平性・透明性に留意しつつ、入札説明会を実施する等実施要項等入札に関する説明や質疑応答を適切に行い、発注者の意図や評価のポイントなどが十分伝わるようにすること。 委託元である国の行政機関等の施設・設備等を民間事業者を使用させる場合は現場説明会を開催すること。	⑤ 事業の目標を明確に伝え、官民間におけるコストやリスク分担の認識の相違を防ぐ観点から、公平性・透明性に留意しつつ、入札説明会を実施する等実施要項等入札に関する説明や質疑応答を適切に行い、発注者の意図や評価のポイントなどが十分伝わるようにすること。 委託元である国の行政機関等の施設・設備等を民間事業者を使用させる場合は現場説明会を開催すること。 <b>入札説明会や業務説明会等入札参加希望者の参加を求める際は、申込みの締切りを開催日の直前とする等可能な限り配慮するものとする。</b>